

ぶ ど う

(1) 等級別品位

項 目	等 級 別 品 位		
	秀	優	良
房の形状及び粒そろい	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、着色が最も良く、熟度が適熟かつ整一であり、粒そろいの最も良いもの	付表に掲げる基準に適合し、品種の特性を備え、粒そろいの良いもの	同 左
重欠点果	混入のないもの	同 左	同 左
軽欠点果	混入のないもの	著しく混入しないもの	混入の程度が優に次ぎ、商品性を有するもの

付表 形量区分

(1) デラウェア群及びキャンベルアーリー群

品 種	デラウェア群		ナイヤガラ	
	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数	基準房重	標準2キログラム詰 1箱房数
3 L	200グラム	10 房	400グラム	5 房
L L	170 "	12 "	340 "	6 "
L	125 "	16 "	250 "	8 "
M	95 "	22 "	200 "	10 "

(2) 大粒種群

標準5キログラム詰			
1箱房数	基準房重	1箱房数	基準房重
6 房	840グラム	10 房	500グラム
7 "	720 "	12 "	420 "
8 "	630 "	14 "	360 "
9 "	560 "	16 "	320 "

備 考

1. 「重欠点果」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 異品種果
デラウェア、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット等を品種とし、品種間相互をそれぞれ異品種果とする。
 - (2) 敗変質果
腐敗したもの及び硬化萎縮等により変質したものをいう（過熟により肉質の変質しているものを含む。）。
 - (3) 病虫害果
病虫害の被害の認められるものをいう。
 - (4) 未熟果
糖度、色沢等により成熟度が著しく不十分と認められるものをいう。
 - (5) 傷害果
裂傷、切傷、圧傷等のあるものをいう。
 - (6) その他の重欠点果
軽欠点果に属する事項で、その欠点程度が特に著しいものをいう。
2. 「軽欠点果」とは、次に掲げるもので、重欠点果に該当しないものをいう。
 - ・病虫害の被害、ざび等によって、外観のおとるもの
3. 各群に含まれる主な品種は、次のとおりとし、各群にはこれらの品種のほか品種固有の形状がこれらの品種に類似する品種を含むものとする。

群 名	主な該当品種
デラウェア群	デラウェア
キャンベルアーリー群	キャンベルアーリー、アーリースチューベン、スチューベン、ナイアガラ、ネオマスカット
大粒種群	巨峰、高尾、ピオーネ、安芸クイーン、シャインマスカット

4. 大粒種群の階級表示は、実房数表示とする。
5. 価格形成時に量目不足にならないように規定の内容量のほか、目差しを行うものとする。